

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定に基づき、評議員の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(選任区分及び定数)

第2条 定款第6条に規定する評議員30名以上35名以内の選任区分及び区分別定数は、次の定めるところによる。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 住民自治組織 | 18名以内 |
| (2) 民生委員・児童委員協議会 | 6名以内 |
| (3) ボランティア・更生保護・社会福祉活動団体等 | 9名以内 |
| (4) 関係行政機関 | 2名以内 |

(補則)

第3条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月22日に制定し、定款変更の認可のあった日から施行する。